

仕 様 書

鉄くず及び非鉄金属類の売払い（令和8年4月分～9月分）
及びカレット類の売払い（令和8年4月分～9月分）

1. 売払い品

ア 鉄くず及び非鉄金属類の売払い（令和8年4月分～9月分）

- (1) スチール缶圧縮ブロック 8.0トン/月（予定）
- (2) 破砕鉄くず 27.0トン/月（予定）
- (3) アルミ缶圧縮ブロック 2.7トン/月（予定）
- (4) 破砕非鉄（アルミ）くず 3.3トン/月（予定）
- (5) 破砕未処理物（処理困難物） 1.8トン/月（予定）

イ カレット類の売払い（令和8年4月分～9月分）

- (1) ガラスびん（カレット）無色 6.8トン/月（予定）
- (2) ガラスびん（カレット）茶色 9.3トン/月（予定）

※収集量により売払い量は増減することがある。

2. 契約期間

契約締結日 から 令和8年9月30日 まで

3. 引渡し場所

八尾市立リサイクルセンター（八尾市曙町二丁目11番地）

ただし、入札対象物により八尾市土木管理事務所等の場合あり。

4. 引渡し期間

契約締結日 から 令和8年9月30日 まで

（ただし、原則として水曜日、土曜日、日曜日は引渡しを行わない。）

5. 搬出

(1)各月の月初に八尾市立リサイクルセンター（以下「センター」という。）に存する有価物及びその月末までにセンターにて回収する有価物を全て買い取り搬出することを原則とする。なお、積み込みは受注者が行うものとする。受注者がセンターの保管場所から有価物を運搬車両に積載するに当たって、八尾市が所有するショベルローダ等の重機を借りるときは、必ず重機の運転免許所持者に運転させること。

(2)搬出日時については、センター職員の指示に従うこと。

- (3)搬出する有価物の計量については、八尾市の指定する計量器を使用すること。
- (4)搬出重量は、八尾市の指定する計量器において計量した往路の風袋重量と復路の総重量の差し引きによるものとする。
- (5)搬出作業中、センター職員の指示に従いセンターの業務に支障が出ないようにすること。
- (6)搬出に当たっては、汚水及び臭気等に十分注意をするとともに、必要な対策をとること。また、積込み完了後には積込み場を清掃し、清潔に保つこと。

6. 売買代金の納入方法

- (1)各月の搬出実績数量に基づき、その翌月に受注者に対して納入通知書を送付する。
- (2)受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入すること。

7. その他

- (1)運搬に当たっては、通行者等に十分注意するとともに車両同士の安全に留意し運転マナーを遵守すること。
- (2)運搬途中において、有価物が落下・飛散しないようゴムシートで覆う等の措置をすること。
- (3)運搬途中において発生した異常事項については、その状況及び結果をすみやかに報告すること
- (4)この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については双方協議の上、決定する。